



政府統計

このマークは、統計法に基づく
国の統計調査であることを示
し、提出いただいた調査票情報
の秘密の保護に万全を期すこ
とをお約束するものです。

厚生労働省

平成30年労働災害動向調査 (総合工事業調査 上半期)

調査票記入要領

必ずお読みください

- この調査は、労働災害（業務上災害）の発生状況を調べ、労働災害を防止するための資料とすることを目的としています。ご回答いただいた内容は、統計調査以外の目的に使用することはありません。
 - 「総合工事業調査」は、総合工事業の工事現場で発生した労働災害を調査するため、1月～6月を上半期、7月～12月を下半期として年に2回実施しています。※今回は上半期についてご回答ください。
 - 下記の調査対象期間について、本紙中面の記入要領に沿って調査票にご記入の上、同封の返信用封筒を使って、厚生労働省宛て、下記の提出期日までに到着するよう、ご提出をお願いします。
 - インターネットからオンライン回答を行うことも可能です。回答作業を簡素化できますので、ぜひ、ご利用ください。オンライン回答の場合は、同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご参照の上、同じく本紙中面の記入要領に沿ってご入力ください。
- ※実労働日数および実労働時間数が「0」の場合、オンライン回答はできません。（中面右下を参照）

調査対象期間 … 平成30年1月～6月（上半期）

提出期日 … 平成30年7月20日 必着

調査票を記入する前に

- 1) この調査でいう「労働災害」とは、調査対象工事現場で働く労働者の、業務遂行中に、業務に起因（従事している仕事や付随行為が原因）した負傷、疾病および死亡をいいます。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（例えばじん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの）、食中毒および伝染病は除きます。
※なお、**通勤途上の負傷、疾病（いわゆる通勤災害）はこの調査から除きます。**
- 2) 労働災害に該当するか否かについては、労働基準監督署に提出している「療養補償給付請求書（5号、7号）」の控えや、「労働者死傷病報告」の控えなどによっても確認することができます。調査票のご記入に当たっては、できるだけこれらの資料を確認した上でお願いします。
- 3) **今回の調査対象に選定されたのは、調査票の中央上部に記載の「調査対象工事現場の労働保険番号」を付与された工事現場のみです。**該当する工事現場についてのみご回答ください。（中面中央上を参照）
- 4) 問4「労働災害の発生状況」において労働災害による死傷者がいない場合は、各合計欄に「0」を記入するのみでかまいません。

調査票の記入が終わりましたら

- 1) 調査票各欄のご記入が終わりましたら、①記入事項が正しいか、②記入もれがないか、③記入担当者の氏名が所定の欄に記入してあるか、ご確認をお願いします。
- 2) 調査票は、同封の返信用封筒を使って、平成30年7月20日（金）までに到着するよう投函してください。
※オンラインによる回答の場合も、平成30年7月20日（金）までにご回答をお願いします。
- 3) 調査票の記入内容について、電話で照会する場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】 調査票のご記入に当たって不明な点などは、下記にお問い合わせください。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 政策統括官付 賃金福祉統計室 安全衛生第二係

電話 …… 03-5253-1111（内線）7669, 7661

受付時間… 9:30～17:00（12:00～13:00、土・日・祝日を除く）

調査票各項目の記入要領

- 黒のボールペンまたは黒インクを使用してください。
- 記入した数値などを訂正する場合は、黒の二重線で消した上で、その近くに正しい数値などを黒字で記入してください。※訂正印は必要ありません。
- 数字は算用数字を使用し、単位や位(くらい)を間違えないように記入してください。

1. 工事の請負金額

施工している工事の請負金額によって、1～3のいずれか1つを○で囲んでください。

！ 請負金額は、労災保険の概算保険料の計算に使用するものと同じ額にしてください。

2. 調査期間中の工事日数

実際に工事を行った期間と、日数をご記入ください。

【工事期間について】

調査期間を通して工事が行われていた場合は「1月1日から6月30日」と記載してください。
(便宜上、給与締切日で記入する場合は、調査期直前の最終給与締切日の翌日から当該調査期の最終給与締切日までの6か月間を調査期間とします。)

【工事日数について】

調査期間中に工事を実際に行った日数を記入してください。
※工事中断中、準備中等で、工事を行わず、書類作成等の事務処理のみ行った場合は、工事日数に含めないでください。

4(1) 労働不能程度別数

労働不能程度*1別に、①～③には「死傷者数」を、④～⑥には「死傷者数」と「延べ休業日数」を、⑦には各行の合計をご記入ください。

*1 労働不能程度はP4の【表1】をご参照ください。

！ 身体障害等級*2に該当する障害を残す災害(②③)については休業しなかった方も含みます。

！ 一時労働不能(④～⑥)については1日以上休業した方で、①～③に該当しない方をお答えください。
※労働不能の日数別(被災当日は除く)に、延べ数を記入してください。

※日数は所定休日も含めた暦日数をご記入ください。
※1日未満の休業は切り捨ててください。

様式2

統計法に基づく一般統計調査

〒100-0816
東京都千代田区霞が関1-2-2

厚労建設株式会社
霞ヶ関支店 御中

99	9001	D	0675
----	------	---	------

※ 記入は黒のボールペンまたは黒インクをお願いします。

1. 工事の請負金額

(該当する番号を○で囲んでください。)

10億円以上	5億円以上 10億円未満	5億円未満
①	2	3

2. 調査期間中(1～6月)の工事日数

調査期間中の 工事期間	1月1日から 6月30日まで
工事日数	120日

4. 労働災害の発生状況(1～6月)

(1) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数

項目	①死亡	②永久全労働不能(1～3級)	③永久一部労働不能(4～14級)	一時労働不能 (休業日数は、所定休日も含めた暦日数を記入)			⑦合計
				④休業8日以上	⑤休業4～7日	⑥休業1～3日	
死傷者数			2	1	2	1	6
延べ 休業日数			9	9	10	2	21

(2) 永久一部労働不能(上記③)の身体障害等級内別負傷者数

身体障害等級別 負傷者数	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	合計
								1	1		2	4

(3) 不休災害被災労働者数

不休災害被災労働者数	2
うち永久一部労働不能負傷者数	1

数字が一致するか確認

不休災害の場合は
(3)に集計

4. 労働災害の発生状況 (平成30年1月～6月中に発生した労働災害)

被災した全労働者(調査期間中に1日でも働いた方が対象)の「延べ人数」および「延べ休業日数」をご記入ください。調査期間前に発生した災害が原因で調査期間中も継続して労働不能の方や休業している方は対象外です。

！ 労働不能程度の区分や休業日数が6月末日までに確定しない場合は、6月末日から2週間経過後までに確定したものを記入してください。2週間経過後でも確定していない場合は、医師等の所見を参考にして見込みで記入してください。

！ この調査は、発生した労働災害の件数ではなく、被災した労働者数を単位としています。調査期間中に同一の方が2回被災した場合、死傷者数は1人ではなく、2人と計上してください。

4(2) 身体障害等級別数

「4(1)③永久一部労働不能」について、身体障害等級*2別の負傷者数(内訳)をご記入ください。

*2 身体障害等級はP4の【表2】をご参照ください。

！ 「合計」欄の数は、「4(1)③永久一部労働不能」の死傷者数と同数となります。

4(3) 不休災害被災労働者数

被災日の翌日以降1日も休業しなかった(不休災害*3)方の数と、そのうち「4(1)③」に計上した数をご記入ください。

*3 業務遂行中に業務に起因して受けた負傷または疾病によって、医療機関(事業所内の診療所も含みます)で医師の手当てを受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの(被災日の翌日以降の休業が1日未満のものを含む)をいいます。

！ 「うち永久一部労働不能負傷者数」には、「4(1)③永久一部労働不能」に記入した負傷者数のうち、不休災害の方の数を記入してください。

記載された労働保険番号の工事現場についてのみ、回答してください。

！ 注意

労働災害動向調査

総合工事業調査票 上半期
(平成30年1月～6月)

調査対象工事現場の労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号
	99	1	01	999999	001

ア. 調査票の記入に当たっては、別添の「調査票記入要領」をご参照ください。

イ. 調査期間は、平成30年1月1日から6月30日です。
ウ. 記入していただきました調査票は、7月20日までに同封の返信用封筒に封入のうえ、「厚生労働省政策統括官付賃金福祉統計室」あてへ提出してください。

この調査票は、統計以外の目的に使用することはありませんので、事実をありのまま記入してください。

秘

厚生労働省

工事現場の 名	霞ヶ関川〇〇橋新設工事
主 工 事 の 内 容	橋梁新設
記 入 担 当 者	所属部課名 安全衛生部
	電 話 番 号 03 - 5253 - 1111
	(FAX番号) (03 - 5253 - 1111)
	氏 名 厚生 花子

※ 問い合わせ先
厚生労働省 政策統括官付
賃金福祉統計室 安全衛生第二係
電話：03-5253-1111 (内線) 7669, 7661
受付時間：9:30～17:00 (12:00～13:00を除く)

忘れずにご記入ください

工事現場の名称、工事内容、記入担当者について、ご記入をお願いします。

※工事現場の名称は正式名をご記入ください。

※工事内容は簡明にご記入ください。

※記入担当者の欄は、実際に調査票の作成を行った方についてご記入ください。

3. 調査期間中(1～6月)の貴工事現場の全労働者の「延べ実労働日数」および「延べ実労働時間数」

実際に労働した日数と時間数について、全ての労働者の延べ数をご記入ください。

！ 「工事現場の全労働者」とは、調査対象の工事現場で働く全ての労働者をいい、調査期間中に1日でも働いた方が対象となります(直用、下請、臨時、日雇その他名称の如何を問いません。対象の工事現場で働く、派遣労働者および出向者も含みます)。

【延べ実労働日数について】

交代制などにより、1人が1日2回出勤した場合は、実労働日数を2日とせずに、1日としてください。

(例) 工事日数120日、
1日あたりの労働者数20人の場合
120日×20人=2,400日

【延べ実労働時間数について】

早出、残業等の超過労働時間も含みますが、休暇(所定休日・有休等)・休憩の時間は、労働時間ではないため実労働時間から除きます。ただし、坑内労働従事者の休憩時間や、監視または断続的業務に従事する方の待機時間は実労働時間に含めてください。

※全労働者の労働時間合算後、1時間未満の端数がでた場合は切り捨ててください。

(例) 工事日数120日、
1日あたりの労働者数20人、
1日あたりの労働時間8時間の場合
120日×20人×8時間=19,200時間

！ 注意

未着工や調査期間前に工事が完了した等により、実労働日数および実労働時間数が「0」の場合はオンラインでの回答ができません。紙の調査票の余白に工事完了日等を記載し提出してください。

【表 1】労働不能程度区分

① 死亡	労働災害のため死亡したもののことです。即死の場合だけではなく、負傷又は業務上の疾病が直接の原因で死亡したものも含みます。
② 永久全労働不能	労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表(下の表2参照。以下同じ)の第1級～第3級に該当する障害を残すもののことです。
③ 永久一部労働不能	労働災害の結果、身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すもののことで、次のa、bに該当するものをいいます。 a 身体の一部を完全にそう失したもの b 身体の一部の機能を永久に廃したもの
④～⑥ 一時労働不能	労働災害の結果、災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると、身体の一部または身体の一部の機能をそう失せずに治癒して、身体障害等級表の第1級～第14級に該当する障害を残さないものをいいます。

【表 2】身体障害等級表

第1級
1 両眼が失明したもの
2 そしゃく及び言語の機能を廃したものの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5 削除
6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
7 両上肢の用を全廃したものの
8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
9 両下肢の用を全廃したものの
第2級
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
2 両眼の視力が0.02以下になったもの
2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
3 両上肢を手関節以上で失ったもの
4 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
2 そしゃく又は言語の機能を廃したものの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
5 両手の手指の全部を失ったもの
第4級
1 両眼の視力が0.06以下になったもの
2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの
3 両耳の聴力を全く失ったもの
4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの
5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの
6 両手の手指の全部の用を廃したものの
7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第5級
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
2 一上肢を手関節以上で失ったもの
3 一下肢を足関節以上で失ったもの
4 一上肢の用を全廃したものの
5 一下肢の用を全廃したものの
6 両足の足指の全部を失ったもの
第6級
1 両眼の視力が0.1以下になったもの
2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
3の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの
5 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの
6 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの
7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの

第7級	第11級
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
2の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
3 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
4 削除	4 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの	5 せき柱に変形を残すもの
6 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指を失ったもの	6 一手の示指、中指又は環指を失ったもの
7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したものの	7 削除
8 一足をリスフラン関節以上で失ったもの	8 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したものの
9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	第12級
11 両足の足指の全部の用を廃したものの	1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
12 外貌に著しい醜状を残すもの	2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
13 両側のこう丸を失ったもの	3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第8級	4 一耳の耳かくの大部分を欠損したもの
1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの	5 鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
2 せき柱に運動障害を残すもの	6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
3 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの	7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
4 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したものの	8 長管骨に変形を残すもの
5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの	8の2 一手の小指を失ったもの
6 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの	9 一手の示指、中指又は環指の用を廃したものの
7 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したものの	10 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
8 一上肢に偽関節を残すもの	11 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したものの
9 一下肢に偽関節を残すもの	12 局部にがん固な神経症状を残すもの
10 一足の足指の全部を失ったもの	13 削除
第9級	14 外貌に醜状を残すもの
1 両眼の視力が0.6以下になったもの	第13級
2 一眼の視力が0.06以下になったもの	1 一眼の視力が0.6以下になったもの
3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの	2 一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	2の2 正面視以外で複視を残すもの
5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
6の3 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	4 一手の小指の用を廃したものの
7 一耳の聴力を全く失ったもの	5 一手の母指の指骨の一部を失ったもの
7の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	6 削除
7の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの	7 削除
8 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの	8 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
9 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したものの	9 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの
10 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの	10 一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したものの
11 一足の足指の全部の用を廃したものの	第14級
11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの	1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
12 生殖器官に著しい障害を残すもの	2 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
第10級	2の2 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
1 一眼の視力が0.1以下になったもの	3 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
1の2 正面視で複視を残すもの	4 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
2 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの	5 削除
3 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
3の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの	7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの
4 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したものの
5 削除	9 局部に神経症状を残すもの
6 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したものの	10 削除
7 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
8 一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの	
9 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	
10 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの	

備考 1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力により測定する。
2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3 手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5 足指の用を廃したものと、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。